## 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条 第1項第5号および第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成 27 年 8 月 21 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 アル・プラザ水口1 甲賀市水口町本綾野 566 番地 1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町 31 番地 代表取締役 夏原平和 三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 5番1号 代表取締役 白石正
- 3 変更しようとする事項
  - (1) 変更前
    - ア 駐車場の位置および収容台数 1,367台 イ 駐車場の自動車の出入口の位置 4か所
  - (2) 変更後
    - ア 駐車場の位置および収容台数 1,139台
    - イ 駐車場の自動車の出入口の位置 4か所
- 4 変更年月日 平成28年3月15日
- 5 変更の理由 市道改良工事に伴う出入口の位置変更および駐車区画の減少ならびに店舗敷地外の従業員用駐車場 を敷地内へ取り込むことによる駐車区画の減少のため
- 6 届出年月日 平成27年7月14日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号 甲賀市産業経済部商工政策課 甲賀市水口町水口6053番地

- (2) 縦覧期間 平成 27 年 8 月 21 日から平成 27 年 12 月 21 日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 平成 27 年 12 月 21 日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号